

写

前橋市教育委員会告示第13号

前橋市教育委員会4月臨時会を次のとおり招集します。

平成29年3月31日

前橋市教育委員会

委員長 村山昌暢

記

- 1 日 時 平成29年4月3日（月） 午後4時30分
- 2 場 所 市役所11階南会議室
- 3 付議事件
 - (1) 報告第1号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について
 - (2) 報告第2号 前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

平成 2 9 年 4 月臨時教育委員会提出事項

1 教育長職務代理者の指名

2 座席の指定

3 教育長報告

(1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について (総 務 課)

4 教育長提出議案

議案番号	件 名	所 管 課
報告 1	職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について	総 務 課
報告 2	前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について	総合教育プラザ

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 4月臨時会
平成29年4月3日（月）
午後4時30分開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長職務代理者の指名

第4 座席の指定

第5 教育長報告

(1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について

第6 教育長提出議案の付議

(1) 報告第1号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

(2) 報告第2号 前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

職員の人事異動（副参事級以下）の専決について

平成29年4月1日付け職員の人事異動（副参事級以下）について、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第6条第1項の規定により、下記のとおり専決したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成29年4月3日提出

前橋市教育委員会
教育長 塩 崎 政 江

記

- 1 異動 105人
 - (1) 副参事級 3人
 - (1) 課長補佐級 5人
 - (2) 係長級 29人
 - (3) 主査、主任、主事級 19人
 - (4) 業務吏員 43人
 - (5) 幼稚園教諭 6人
- 2 新規採用 11人（うち割愛採用者10人）
- 3 合計 116人

※ 名簿は、添付省略

報告第1号

職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

平成29年4月1日付け職員の人事異動（課長級以上）については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成29年4月3日提出

前橋市教育委員会
教育長 塩崎 政江

記

所 属	区 分	職	氏 名	転 出 入 先		備 考
				所 属	職	
事 務 局	転入者	教育次長	橋本 誠次	水道局経営企画課	参 事	異動昇任
	転出者	教育次長	関谷 仁	総 務 部	部 長	異 動
事 務 局	転入者	指導担当次長	林 恭祐	学校教育課	課 長	異動昇任
	転出者	指導担当次長	塩崎 政江	—		定年退職
総 務 課	転入者	参 事	小島 順子	総 務 課	課 長	昇 任
	転出者	—	—	—	—	—
文化財保護課	転入者	課 長	田中 隆夫	文化財保護課	副参事	昇 任
	転出者	課 長	小島 純一	—	—	定年退職
学 校 教 育 課	転入者	課 長	川上 辰幸	学 校 教 育 課	課長補佐	昇 任
	転出者	課 長	林 恭祐	事 務 局	指導担当次長	異動昇任
図 書 館	転入者	館 長	栗木 佳香	生涯学習課	副参事	異動昇任
	転出者	館 長	作宮 朗	消防局総務課	課 長	異 動

報告第2号

前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を付すことについては、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第5条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成29年4月3日提出

前橋市教育委員会
教育長 塩 崎 政 江

専 決 処 分 書

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正について

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部改正)

第1条 前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和32年前橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2Bの項中「700」を「0」に改め、同表注7中「と認定された世帯にあっては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあっては、0円）とし、」を「又は」に、「この表の（ ）内の額」を「1,800円」に改める。

(前橋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正)

第2条 前橋市立学校の授業料等に関する条例（昭和35年前橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2階層の項中「1,200」を「0」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

前橋市長 山 本 龍

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の
授業料等に関する条例の改正について

子育て施設課・総合教育プラザ

1 改正の理由

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 市町村民税非課税世帯における第2子の児童に係る保育料は、無償とする。
- (2) 保育所における年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の保育料の算定について、軽減措置を拡充する。

3 施行期日

平成29年4月1日

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案					現行				
別表第2(第7条関係) 保育所保育料徴収金基準額表					別表第2(第7条関係) 保育所保育料徴収金基準額表				
入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)(円)			入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)(円)		
階層	市町村民税等による定義	3歳未満の児童(保育標準時間)	3歳以上の児童(保育標準時間)	3歳未満の児童(保育短時間)	3歳以上の児童(保育短時間)	階層	市町村民税等による定義	3歳未満の児童(保育標準時間)	3歳以上の児童(保育短時間)
省略					省略				
B	A階層、C階層及びD階層を除く市町村民税非課税世帯	1,800 (0)	1,800 (0)	1,800 (0)	1,800 (0)	B	A階層、C階層及びD階層を除く市町村民税非課税世帯	1,800 (700)	1,800 (700)
省略					省略				
注					注				
1～6 省略					1～6 省略				
7 B階層、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、この表の規定にかかわらず、B階層と認定された世帯にあっては0円とし、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯にあっては1,800円(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあっては、0円)とする。					7 B階層、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、この表の規定にかかわらず、B階層と認定された世帯にあっては0円とし、C階層と認定された世帯にあっては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあっては、0円)とし、市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯にあってはこの表の()内の額(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあっては、0円)とする。				
(1)～(3) 省略					(1)～(3) 省略				
8 省略					8 省略				

前橋市立学校の授業料等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
入園児童の属する世帯の階層区分		保育料	入園児童の属する世帯の階層区分		保育料
階層	市町村民税等による定義	(月額)(円)	階層	市町村民税等による定義	(月額)(円)
省略			省略		
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税世帯を含む。)	3,000 (0)	第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税世帯を含む。)	3,000 (1,200)
省略			省略		
注 省略			注 省略		